

規制改革推進に関する答申（令和4年5月27日）（抜粋）

II 各個別分野における規制改革の推進

1. 分野横断的な新たな取組

（略）

(3) 規制改革関連制度の連携

【a, b：令和4年措置】

<基本的考え方>

政府においては、規制改革の推進に当たって、それぞれ趣旨や目的の異なる行政組織や制度を適切な役割分担の下に互いに連携させながら取り組んできているところである。

他方で、国民やスタートアップを含む事業者の目線に立ったとき、情報が分散化し、制度の選択が困難になっている側面も否定できず、国民・事業者の負担や利便性低下につながるだけでなく、個別の取組が部分最適に陥り、結果として全体最適が達成されないおそれがある。さらに、人的リソースが限られている中で規制改革を担当する事務局や規制所管省庁における改革推進の足枷にもなりかねない。

利用者目線での運用や各規制改革関連制度間での連携を進め、迅速に規制・制度改革を行うための政府の推進体制が不可欠である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 規制改革関係府省庁は、規制改革関係府省庁連絡会議を設置することなどにより連携を強化し、規制改革の実効性を高める。連携に当たっては、特に、好事例の横展開・情報共有や、国民・事業者にとってわかりやすく使いやすい要望受付窓口の整備を一層推進することにより、規制改革プロセスの迅速化、検討項目等の重複排除による効率化、利用者側の利便性向上や負担軽減、各規制改革制度の利用促進などに取り組み、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築する。
- b 経済産業省は、規制改革について知見を有する弁護士で構成する「スタートアップ新市場創出タスクフォース」により、新市場の創出や新事業の挑戦に取り組むスタートアップにとって障害となる規制法令を特定し、法律上の論点整理を行うなどスタートアップのための規制対応に関する助言や規制のサンドボックス制度、グレーゾーン解消制度等の企業単位の規制改革制度の利活用を促進することに加えて、他の規制改革制度を活用する方が適切な場合には、国家戦略特区や規制改革推進会議における審議等につなげることによって事業者の取組を政府横断的に応援する体制を整備する。